

歯科口腔保健の拡充、歯科衛生士の確保へ

—東京都歯科衛生士修学資金貸与条例案を提案しました—



日本共産党東京都議会議員団

目次

◆ 日本共産党都議団提出の「東京都歯科衛生士修学資金貸与条例」 について 尾崎あや子都議	…………… 1
◆ 条例提案の結果について	…………… 1
◆ 条例案の概要	…………… 2
◆ 条例の提案理由説明 大山とも子都議	…………… 3
◆ 条例案に賛成する意見表明 和泉なおみ都議	…………… 6
◆ 文書質問「歯科口腔保健について」 大山とも子都議	…………… 7
◆ 資料① 東京都歯科衛生士修学資金貸与条例案	……… 1 1
◆ 資料② 歯科口腔保健の推進に関する法律	……… 1 7

日本共産党都議団提出の 「東京都歯科衛生士修学資金貸与条例」について (本会議討論より)

2015年6月24日 本会議・尾崎あや子(北多摩第1《東村山市・東大和市・武蔵村山市》)

歯科口腔保健の推進法には、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる歯科疾患予防の重要性が明記されています。そのために大きな役割を果たすのが歯科衛生士です。介護予防や誤嚥性肺炎の予防など、活躍の場はますます広がっています。

ところが歯科衛生士の不足が深刻で、緊急対策が求められるため、本条例を提案しました。都が実施している看護師養成の修学資金貸与と同様の制度を、歯科衛生士養成のために実施し、都内で5年間働けば返済免除とするものです。関係者・団体から、期待の声が寄せられています。

ぜひ本条例を成立させていただき、引き続いて、歯科衛生士の待遇改善もふくめた養成・定着・再就業対策、および歯科口腔保健の総

合的な拡充を、ご一緒に推進していこうではありませんか。



尾崎あや子都議



条例提案の結果について — 第2回定例会終了談話（抜粋） —

2015年6月24日 幹事長 大山とも子

わが党は条例提案権を活用し、「歯科衛生士修学資金貸与条例案」を提出しました。

条例案は、歯科疾患予防をすすめるうえで重要な役割をはたす、歯科衛生士の不足を改善する一環として修学資金を貸与し、都内で5年間働けば返済を免除するものです。わが党以外の会派の反対で否決されましたが、わが党は、ひきつづき、歯科保健施策の拡充のために力をつくすものです。

条例案の概要

東京都歯科衛生士修学資金貸与条例案について

1、提案理由

- 歯科衛生士の行う専門的な口腔ケアは、歯科診療所をはじめ、医療機関・介護施設・障害者施設など 様々な場で、全身の健康を保ち、生活の質を向上させる上で重要な役割を果たしています。高齢化 が進む中、口腔ケアの重要性はますます高まっています。
- しかし、歯科衛生士は不足が深刻であり、雇用できずにいる診療所も少なくありません。都内の求人倍率は今年4月時点で2.34倍です。
- 歯科衛生士の養成年数は以前は2年間でしたが、現在は看護師と同じ3年間になりました。
- 看護師については、都内養成施設に通う方に修学資金を貸与し、卒業後都内で看護師として5年間働くと返済が免除される制度がありますが、歯科衛生士にはそのような制度はありません。
- そのため、歯科衛生士についても看護師と同種の修学資金貸与制度をつくることで、歯科衛生士の確保と質の向上を進めることを目的として、本条例案を提案しました。

2、対象者

- 都内の歯科衛生士養成施設に通い、将来都内で歯科衛生士として働こうとしている方で、経済的理由で就学困難な方が対象になります。

3、貸与の内容

- 貸与には第一種と第二種があり、その内容は以下の通りです。

貸与の種類	貸与月額	貸与期間	貸与口数	返済免除
第一種	国公立の大学・養成所：32,000円 私立の大学・養成所：36,000円 大学院修士課程：83,000円	その施設の 正規の修業 年限	一口	規定あり
第二種	25,000円		最大二口まで	規定なし

- 貸与は無利子です。
- 第一種と第二種の貸与をあわせて受けることも可能です。

4、返還免除について

- 第一種貸与については、卒業後、都内の歯科診療所や高齢者施設、障害者施設などで歯科衛生士として5年間継続して働いた場合には、返還免除を受けることができます。

5、必要経費 年約1.6億円

6、実施時期 2016年4月1日

以上

歯科衛生士修学資金貸与条例の提案理由説明

2015年6月19日 厚生委員会・大山とも子（新宿区）

歯科衛生士修学資金貸与条例について、提案理由の説明をいたします。

貸与の内容

現在、東京都には看護師の修学資金貸付条例はありますが、歯科衛生士になるための修学資金貸付条例はありません。

看護師、歯科衛生士とも国家資格です。就学年限も、看護師は三年、歯科衛生士も二〇一〇年度から三年間になりましたので、看護師と同様の制度が歯科衛生士にも必要です。

内容は看護師等修学資金貸与条例と同様にしています。

対象者は、都内の歯科衛生士養成施設に通い、将来都内で歯科衛生士として働こうとしている方で、経済的理由で修学困難な方が対象となります。

貸与の内容は、一種は、五年間都内で働けば返済が免除されるもので、国公立の大学、養成所で月額三万二千元、私立大学、養成所で三万六千元、大学院修士課程で八万三千元です。

第二種は、返済免除の規定がないもので、一口、月額二万五千元を最大二口まで借りることができます。一種と二種をあわせて受けることも可能です。

必要経費は年間約一億六千万円を予定しています。これは、平年度予算額となります。

実施時期は、二〇一六年四月一日を予定しています。

先ほどお話ししたとおり、第一種については、五年間都内の指定施設で歯科衛生士として働けば返済は免除します。

歯科衛生士は、さまざまな職場で必要とされていますから、幅広い施設を指定施設の対象にするのがよいと考えています。具体的に



大山とも子都議

は、歯科診療所を初め、保健所や自治体、病院、高齢者福祉施設、障害者施設、学校などを考えています。

歯科衛生士の不足が課題に

歯科衛生士の不足が課題になっています。歯科衛生士の都内の養成所等での国家試験合格者は、二〇一四年には九百二十六人でしたが、求人は多く、求人倍率はことし四月時点で二・三四倍です。雇用できずにいる診療所も少なくありません。

口腔ケアの重要性が指摘され 歯科衛生士の役割が高まってきている

二〇一一年八月に公布、施行された歯科口腔保健の推進に関する法律には、第一条の法の目的に、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていると述べ、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健

康の保持に極めて有効だとしています。

これらの予防を中心的に行うのが歯科衛生士です。仕事の内容は、歯科衛生士法において、歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導の三つの業務が定められており、それぞれに専門性の高い知識と技能を必要とします。

歯科口腔保健の推進に関する法律にもあるように、近年では、さまざまな調査研究から、歯、口腔の健康と全身の健康との関係が明らかになり、高齢期の歯の喪失を防止するためにも、虫歯や歯周病の予防に関心が高まっています。

また、がん等の患者さんの手術や治療において、口腔衛生状態の改善や口腔機能の維持向上を目指した口腔ケアが術後の回復やQOLの向上につながることから、チーム医療における歯科衛生士の役割が重視されています。

超高齢社会となっている東京で、健康寿命を延ばすためにも、歯科衛生士の役割はますます大きくなっています。

高齢者が口から食べるということは、生きる力になり、歯科衛生士の役割は重要です。誤嚥性肺炎の予防のためにも、歯科衛生士の役割が重要です。

筑波大学の寺本信嗣教授は、肺炎患者のうち約六五%が七十歳以上の高齢者であり、そのうち約八割が誤嚥性肺炎だと報告しています。口腔ケア等による感染予防や、嚥下機能改善等の取り組みが行われています。

歯科衛生士が口腔ケアの指導をしている老人保健施設では、口腔ケアを実施して以降、年間十件程度あった誤嚥性肺炎が年々少なくなり、昨年度はゼロ件になったとのこと。介護予防やリハビリテーションとの関係でも、可能性が示唆されています。

介護予防事業の中でも、口腔機能の向上が柱の一つとして取り上げられていますが、その事業を担う人材が非常に不足しているのが現状です。とりわけ、歯科衛生士の専門的なかわりが期待されています。現在でも不足している歯科衛生士ですが、今後ますます歯

科衛生士の役割が求められるようになっていくことを考えれば、東京都が養成のための支援をすることは重要です。

看護師と同様に、不足している歯科衛生士についても、養成、定着、再就業を据え、待遇改善などを初めとした総合的な支援策をつくっていくことが求められています。その一環として、今回の条例を提案しました。

授業料が高く養成校進学を諦めた高校生も

都内に歯科衛生士を養成する学校は十七校ありますが、初年度納付金は百万円を超える学校もあり、三年間の学費だけで二百万円から三百万円、三百五十万円というところもありますから、経済的な理由で、歯科衛生士になりたいという希望をくじくことがないようにしなければなりません。

実際、授業料の高さで歯科衛生士養成校に進学することを諦めた高校生もいます。国家資格を取得することは雇用の安定にも大きく寄与しますから、重要なことです。

返還免除の規定で、修学の大きな支援に

この条例で重要なところは、五年間働けば返済を免除することです。看護師修学資金貸与条例と同様です。東京都育英資金制度を借りることはできますが、返還免除は基本的にはありません。日本学生支援機構の奨学金も、返済免除の制度はありません。

返還免除が重要なのは、社会に出た最初からマイナスの出発にしないためです。私立の大学や専門学校で三年間、この修学資金を借りたら百二十九万六千円になり、就職した時点から借金を抱えての出発になります。同時に、返済しなければならぬ奨学金では、借りたくても借りられません。学費と生活費のために、週五日、夜間アルバイトをしているという大学一年生は、勉強時間を十分に確保することが難しいと述べています。

高等教育までの学費無償化を目指すことは、

一九六六年の国際人権社会権規約で明記され、圧倒的多数の国々のルールとなっていますから、各国が学費無償化に向けて努力しています。OECD加盟国では、約半数の国が大学まで授業料を無償化しています。奨学金制度でも、欧米では、返す必要のない給付制が常識になっています。こうやって教育を受ける権利を保障しているのです。

東京都ができることは、返済しなくて済む奨学資金を保障することです。

歯科衛生士の養成、定着、再就業の 総合的対策が必要、その第一歩として

今回、私たちは、歯科口腔保健を充実させる第一歩として歯科衛生士の養成を支援する修学資金貸与条例を提案しましたが、もちろん必要な施策はこれだけではありません。

歯科口腔健康推進法では、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、定期的な歯科検診の受診促進、障害者や介護を必要とする高齢者

への支援、歯科疾患の予防、口腔の健康に関する調査研究などを総合的に進めるための方針、目標、計画を都道府県が定めるよう努めることを定めています。

また、同法に基づいて厚生労働省が示した基本事項では、歯科衛生士を初めとした歯科口腔保健を担う人材の確保や資質向上に取り組むことを地方自治体に求めるとともに、地方自治体に口腔保健支援センターを設置することが望ましいと明記しています。

歯科衛生士の確保対策についても、養成、定着、再就業の総合的対策が必要だと考えています。まずは、今回の歯科衛生士修学資金貸与条例を成立させていただき、さらに引き続いて歯科口腔保健の総合的な拡充をご一緒に推進していきたいと思っています。

ぜひとも各会派の皆さんのご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。



条例案に賛成する意見表明

2015年6月22日 厚生委員会・和泉なおみ（葛飾区）



和泉なおみ都議

議員提出議案第九号、東京都歯科衛生士修学資金貸与条例ですが、口腔の健康が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要であり、歯科疾患の予防が重要であることは、歯科口腔保健の推進に関する法律に明記されています。

また、厚生労働大臣が定めた歯科口腔保健の推進に関する基本的事項では、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導、助言、管理等により口腔の健康の保持、増進に関する健康格差の縮小を実現すると明記されています。

歯科口腔保健にとって重要な予防に大きな役割を果たす歯科衛生士は、提案説明でも述べたとおり現在でも不足しています。さらに、

超高齢社会を迎える東京都にとって、介護予防や誤嚥性肺炎の予防など、在宅でも施設でも歯科衛生士はますます必要になります。

口腔内の健康は、子どものときの口腔内環境が大きく影響しますから、口腔ケアや予防歯科などを行う上で歯科衛生士の役割は極めて重要です。歯科衛生士の活動の場はますます広がり、より多くの歯科衛生士が必要です。

私たちは、看護師と同様に歯科衛生士についても養成、定着、再就業を柱に据え、働き続けられるように、待遇改善や再就業できるような研修などの支援などを初めとした総合的な支援策をつくっていくことが必要だと考えています。今定例会では、その一環として、養成の分野での修学資金貸与条例を提案しました。

歯科口腔保健推進法では、歯科口腔保健に関する普及啓発を初め、歯科疾患の予防、定期検診、障害者や高齢者への支援、口腔の健康に関する調査研究などを総合的に進めるための方針、目標、計画を都道府県が定めるように努めることを定めています。

同時に、既に全国四十一道府県で歯科口腔保健推進の条例が制定されており、その多くが議員提案により制定されています。

まずは歯科衛生士修学資金条例を成立させていただき、さらに、引き続いて歯科口腔保健の総合的な拡充を各会派の皆さんとご一緒に推進していきたいと思っていることを述べ、意見表明といたします。

文書質問「歯科口腔保健について」

2015年第2回定例会 文書質問趣意書 大山とも子（新宿区）

歯科口腔保健について質問します。

歯科口腔保健推進法の意義について

Q1 歯科口腔保健推進法が、議員立法によって制定され、2011年8月に公布・施行されました。

同法は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目指すものとされています。

そして、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する基本理念を定め、国と地方自治体の責務を明確にするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健施策を総合的に推進することを掲げています。

都は、歯科口腔保健推進法が制定・施行された意義を、どう受け止めていますか。

歯科口腔保健の重要性と法の理念について

Q2 歯科口腔保健推進法第1条、法の目的の規定には、「口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている」「国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効である」と、歯科口腔保健の重要な役割が明記されています。

また第2条では、「国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること」

「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患

の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること」「保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること」の3項目を、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念として掲げています。

都は、歯科口腔保健推進法の第1条に明記された歯科口腔保健の役割の重要性、および第2条に掲げられた歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念を、どう受け止め、どう対応していくのですか。

歯科口腔保健についての普及啓発について

Q3 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について定めた歯科口腔保健推進法第7条では、「国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする」とされています。

法第7条にもとづく施策を、都は法施行後どのように充実させたのですか。また今後どのように推進し、充実を図るのですか。

定期的な歯科検診等の促進について

Q4 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について定めた歯科口腔保健推進法第8条では、「国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下こ

の条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする」とされています。

法第8条にもとづく施策を、都は法施行後どのように充実させたのですか。また今後どのように推進し、充実を図るのですか。

障害者や高齢者等のための施策について

Q5 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について定めた歯科口腔保健推進法第9条では、「国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする」とされています。

法第9条にもとづく施策を、都は法施行後どのように充実させたのですか。また今後どのように推進し、充実を図るのですか。

その他の歯科疾患予防のための施策等について

Q6 歯科疾患の予防のための措置等について定めた歯科口腔保健推進法第10条では、「前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする」とされています。

法第10条にもとづく施策を、都は法施行後どのように充実させたのですか。また今後どのように推進し、充実を図るのですか。

調査や研究について

Q7 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について定めた歯科口腔保健推進法推進第11条では、「国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする」とされています。

法第11条にもとづく施策を、都は法施行後どのように充実させたのですか。また今後どのように推進し、充実を図るのですか。

歯科口腔保健推進計画について

Q8 歯科口腔保健推進法は、第7条から第11条の施策を総合的に進めるための方針、目標、計画その他の基本的事項を、厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案し、かつ地域の状況に応じて定めるよう努めることを、都道府県に求めています。都はどうか対応するのですか。

埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、北海道をはじめ多くの道府県が、歯科口腔保健推進計画を策定しています。

たとえば埼玉県は「埼玉県歯科口腔保健推進計画」を、県の総合計画（「埼玉県5か年計画」）や埼玉県地域保健医療計画の下位計画にあたるものと位置づけています。

都としても、東京都長期ビジョンや東京都保健医療計画に加え、歯科口腔保健施策を総合的に進めるための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める「東京都歯科口腔保健推進計画（仮称）」を策定することが必要ではありませんか。

口腔保健支援センターの設置について

Q9 歯科口腔保健推進法は第15条で、都

道府県は口腔保健支援センターを設けることができるとし、同法第12条に基づいて厚生労働大臣が定めた基本的事項では、「地方公共団体に歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい」と明記しています。

都はどう対応するのですか。都として口腔保健支援センターを設置することが必要ではありませんか。

歯科衛生士、歯科技工士の確保等について

Q10 歯科口腔保健推進法にもとづいて厚生労働大臣が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」では、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保等に努めることが望ましいとし、「都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の知見に基づく研修の充実を図ることが必要である」と明記しています。また「歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である」としています。これらの課題に、都としてどう対応するのですか。

歯科衛生士の役割の重要性について

Q11 厚生労働大臣が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」では、「歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する」と明記されています。

健康で長生きできる事は多くの都民の願いです。「食べること」は生きることの基本であるだけに、最期まで口から食べられることは重要です。

最近では胃ろうを造設した方も、口腔ケア等

を行うことで胃ろうから離脱する例が多数報告されています。

また、筑波大学の寺本信嗣教授は、肺炎患者のうち約65%が70歳以上の高齢者であり、そのうち、約8割が誤嚥性肺炎だと報告しています。口腔ケア等による感染予防や嚥下機能改善等の取り組みが行われています。歯科衛生士が口腔ケアの指導をしている老人保健施設では、口腔ケアを実施して以降、年間10件程度あった誤嚥性肺炎が年々少なくなり昨年度は0件になったとのこと。その中心を担っているのは歯科衛生士です。

入院病棟でも、歯科衛生士が周術期の口腔ケアを行い、痛みや違和感が改善し、回復に良い効果が現れていることや、患者さんのQOL向上や尊厳の維持等、その重要性が増しています。

介護予防やリハビリテーションとの関係でも可能性が示唆されており、活躍の場は大きく広がっています。

また、口腔内の健康は、子どものときの口腔内環境が大きく影響します。口腔ケアや予防歯科などを行う上で、歯科衛生士の役割はきわめて重要です。

昨年度都が歯科医師会に委託調査した「東京都歯科衛生士実態調査」でも歯科診療所に勤務する歯科衛生士が就業者の80%以上になることから「歯科医師とともに歯科衛生士が歯科診療における重要な役割を担い、協働している現状が示された」とあります。

都は、歯科衛生士の役割の重要性についてどう認識していますか。

歯科衛生士の養成、定着、再就業対策について

Q12 予防・口腔ケアが重視される今日の歯科診療では、歯科衛生士はなくてはならない人材であるにもかかわらず、その確保がきわめて難しいとの声がよせられています。高齢化が進む中、地域包括ケアや在宅ケアを担う歯科衛生士の養成・確保も求められていま

す。

ところが厚労省調査によると歯科衛生士の平均年収は約335万円と看護師と比べても大幅に低く、離職の大きな原因となっています。

一方で「東京都歯科衛生士実態調査」では、多くの方が長く働きたいという希望をもっていることがわかり、未就業者でも復職を希望する方が多数となりました。実態調査のまとめでも「歯科衛生の継続的な就業と未就業者の復職を支援することが望まれる」とあります。

都は看護師について、養成対策、定着対策、再就業対策の3つの柱で看護師確保に努めるとしています。

歯科衛生士についても、養成、定着、再就業の総合的な確保対策が必要だと思いますが、いかがですか。

歯科衛生士の養成、定着、再就業のそれぞれについて、どのような課題があると認識し、どう対応するのですか。

歯科口腔保健推進条例について

Q13 すでに全国41道府県で、歯科口腔保健推進の条例が制定されています。新潟県

にはじまり全国に広がった条例制定が、歯科口腔保健推進法制定の大きな力になりました。同時に、歯科口腔保健推進法制定後も、引き続き条例制定の動きが広がっています。各地の条例の多くは、基本条例的なもので、地域の状況に応じた個性的な規定がもりこまれています。

歯科口腔保健推進の条例が全国41道府県まで広がり、多彩な展開を見せていることを、都はどう受け止めていますか。

Q14 都としても、東京都の地域の状況を反映させた「東京都歯科口腔保健推進条例（仮称）」を制定することが重要ではありませんか。

以上の質問への答弁を求めるものです。

【文書質問に対する答弁は、2015年9月の第3回定例会開会日に発表されます。日本共産党都議団のホームページに掲載しますのでご覧ください】

資料①

東京都歯科衛生士修学資金貸与条例案

(目的)

第一条

この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に所在する歯科衛生士を養成する学校若しくは養成所に在学する者又は歯科衛生士免許を取得し、都内に所在する大学院の修士課程において口腔(くう)保健に関する専門知識を修得しようとする者で、将来都内において歯科衛生士業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、都内の歯科衛生士の確保及び質の向上に資することを目的とする。

(用語の意義)

第二条

この条例において「養成施設」とは、歯科衛生士を養成する学校又は養成所をいう。

2 この条例において「大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院で、口腔(くう)保健に関する専門知識を修得するためのものをいう。

(貸与の資格)

第三条

歯科衛生士修学資金（以下「修学資金」という。）は、第一種貸与及び第二種貸与とし、修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校で都内に所在するもの若しくは知事が指定した養成所に在学している者又は歯科衛生士免許を取得した者で都内に所在する大学院の修士課程に在学しているものであること。

二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。

三 経済的理由により修学困難であること。

四 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。

五 第一種貸与を受けようとする者のうち、養成施設に在学しているものにあつては、養成施設卒業後都内において引き続き五年以上、大学院の修士課程に在学しているものにあつては、大学院修了後都内において引き続き五年以上の期間、第二種貸与を受けようとする者にあつては、養成施設卒業後又は大学院修了後都内において歯科衛生士業務に従事しようとする意思を有すること。

(貸与金額)

第四条

修学資金の貸与額は、次の表の区分の欄に掲げる貸与の種別又は在学の区分及び設置者の欄の区分に応じ、それぞれ同表の月額欄に定める額とする。

区分		設置者	月額
第一種	法第十二条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した養成所	国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人その他東京都規則(以下「規則」という。)で定める法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。)	三万二千元
		国又は地方公共団体以外のもの	三万六千元
		大学院修士課程	八万三千元
第二種			一口二万五千元で二口まで

(貸与期間)

第五条

修学資金の貸与期間は、養成施設又は大学院修士課程の正規の修業期間とする。

(貸与金の利子)

第六条

修学資金の貸与金は、無利子とする。

(貸与の申込み)

第七条

修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申し込まなければならない。

(貸与の決定)

第八条

知事は、前条に規定する申込みがあった場合は、毎年度予算の範囲内において、第十六条に規定する委員会の議を経て、修学資金の貸与の適否を決定し、その旨申込者に通知する。

(連帯保証人)

第九条

修学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人二人を立てなければならない。

- 一 貸与の月の六月前から引き続き都内に住所を有していること。
- 二 一定の職業を持ち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- 三 この修学資金について、他に保証していないこと。

2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。

(貸与の中止等)

第十条

知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当

する場合は修学資金の貸与を中止することができる。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 偽りの申込みその他の不正手段によって貸与を受けたとき。
- 四 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 五 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

2 知事は修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第十一条

知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除する。

一 第一種貸与を受けた者（以下「第一種貸与者」という。）のうち養成施設において貸与を受けた者が、養成施設卒業後、大学院への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下この項及び次条第一項において「やむを得ない理由」という。）により歯科衛生士業務に従事できなかった期間を除き、知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）において引き続き五年間歯科衛生士業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であって、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに歯科衛生士業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得できなかったとき、及び免許取得後直ちに指定施設において歯科衛生士業務に従事しなかったときを除く。

二 第一種貸与者のうち大学院修士課程において貸与を受けた者が、大学院修了後、やむを得ない理由により歯科衛生士業務に従事できなかった期間を除き、都内において引き続き五年間歯科衛生士業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であって、大学院修了後一年以内に都内において歯科衛生士業務に従事しなかったときを除く。

三 前二号に規定する歯科衛生士業務従事期間中に歯科衛生士業務上の理由により死亡し、又は歯科衛生士業務に起因する心身の故障のため歯科衛生士業務を継続することができなくなったとき。

2 被貸与者が免許の取得を条件に歯科衛生士業務に準ずる業務に従事した場合は、当該期間を前項に規定する歯科衛生士業務に従事した期間とみなす。ただし、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに免許を取得できなかったときはこの限りでない。

(返還及び返還方法)

第十二条

被貸与者は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、第一種貸与者及び第二種貸与を受け、養成施設卒業後又は大学院修了後に都内において歯科衛生士業務に従事した者にあつては、貸与を受けた期間（第十条第二項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を

除く。以下同じ。)に相当する期間内(第一種貸与者で大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては十年以内)に、第二種貸与を受けた者(以下「第二種貸与者」という。)のうち養成施設卒業後又は大学院修了後に都内において歯科衛生士業務に従事しなかつた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間の二分の一の期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。ただし、第十三条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、これらの返還期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

一 第十条第一項の規定により、修学資金の貸与が中止されたとき。

二 第一種貸与者が、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに免許を取得できなかったとき。

三 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては、免許取得後直ちに指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院修了後一年以内に都内において歯科衛生士業務に従事しなかつたとき。

四 前条の規定による返還の債務の当然免除を受ける前に歯科衛生士業務外の理由により死亡し、又は第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、

(返還債務の履行猶予)

第十三条

知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

一 第十条第一項の規定により修学資金の貸与を中止された後も、引き続き養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。

二 養成施設において貸与を受けた者にあつては、養成施設卒業後更に大学院において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院終了後更に大学院博士課程において修学しているとき。

三 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては都内において歯科衛生士業務に従事しているとき。

四 災害、疾病その他のやむを得ない理由があると認められるとき。

2 知事は、第二種貸与者が貸与を二口受けた場合は、一方の口の返還が終了する予定の月まで他の口の返還の債務の履行を猶予することができる。

3 知事は、第一種貸与及び第二種貸与の両方を受けた者が第一種貸与及び第二種貸与について前条に定める返還事由に該当した場合は、第一種貸与の返還が終了する予定の月まで第二種貸与の返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の裁量免除)

第十四条

知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金の返還の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

一 第一種貸与者のうち養成施設において貸与を受けた者が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上指定施設において歯科衛生士業務に従事したとき。

二 死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前項第一号の規定により免除できる返還の債務の額は、当該従事した期間（月を単位とする。以下同じ。）を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が二十四月に満たないときは、二十四月とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

3 第十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（延滞利子）

第十五条

被貸与者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

（選考委員会）

第十六条

修学資金の貸与を受ける者の選考の公正を期するため、知事の附属機関として、東京都歯科衛生士修学資金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第十七条

委員会は、知事の諮問に応じ、修学資金の貸与を受ける者の選考について審議して答申するものとする。

（委員会の組織）

第十八条

委員会は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する委員五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の選任及び権限）

第十九条

委員会に会長及び副会長各一名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第二十条

委員会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第二十一条

委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第二十二条

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

都内の歯科衛生士の確保及び質の向上を図るため、歯科衛生士修学資金貸与制度を新たに設ける必要がある。

資料②

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年八月十日法律第九十五号）

（目的）

第一条

この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条

法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条

国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条

国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条

国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条

前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条

国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条

厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条

都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（財政上の措置等）

第十四条

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（口腔保健支援センター）

第十五条

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

発行：日本共産党東京都議会議員団

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都議会内

TEL : 03-5320-7270 FAX : 03-5388-1790

<http://www.jcptogidan.gr.jp/>

都政へのご意見・ご要望をお寄せください

2015年7月